

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

建設業は人間社会に不可欠の事業であるとの信念のもと、当社は、斯業の発展、高度化に身を投じ、進んで変革、脱皮を遂げ続けるということを経営の基本方針としております。

当社は、日々の事業活動において、「より良い品を、より安く、より早く」を貫き通すことを社是としておりますが、この原則が人々の営みの基礎にあつてこそ、社会は発展するということを信じて疑わないからです。

この基本方針の下、当社は会社の機関として、取締役会と、監査役会を設置し、うち社外の人をそれぞれ2名選任し、また会計監査については、八重洲監査法人と監査契約を締結し、法律問題については、高場法律事務所と顧問契約を締結し、各々に与えられた責任において、その実現のため努力しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠丸紅テクノスチール株式会社	2,500,000	16.66
株式会社メタルワン	2,500,000	16.66
川岸興産株式会社	775,000	5.16
JFEスチール株式会社	698,600	4.65
川岸隆一	410,000	2.82
山本知宏	324,000	2.73
株式会社りそな銀行	310,000	2.16
野村證券株式会社 野村ネット&コール	251,000	1.67
株式会社SBI証券	245,000	1.69
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	224,000	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	9 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清時 康夫	他の会社の出身者											
森田 祐司	他の会社の出身者											
曾田 弘道	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清時 康夫		——	長年にわたり鋼材供給事業に携わり鉄骨事業等に関する知見に富み、企業経営者としての経験に基づき、実践的な視点から、取締役会の意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断しました。 経営陣から独立した立場での企業統括の「実効性」の確保と、一般株主の利益と衝突しない「独立性」の確保との関係は、形式的・画一的に論ずることなく、各人毎に判断したいと考えています。
			長年にわたり鋼材供給事業に携わり鉄骨事業等に関する知見に富み、企業経営者としての経験に基づき、実践的な視点から、取締役会の意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断しました。

森田 祐司		——	経営陣から独立した立場での企業統括の「実効性」の確保と、一般株主の利益と衝突しない「独立性」の確保との関係は、形式的・画一的に論ずることなく、各人毎に判断したいと考えています。
曾田 弘道	○	元株式会社サクラダ 代表取締役。	長年にわたり企業経営者に携わった豊富な経験と高い識見を当社取締役会の意思決定および経営監督に反映していただけると判断しました。 また、当社の当社の親会社又は兄弟会社、主要な取引先、主要株主等でもないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、社外役員の諮問に基づき独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人へ監査役監査規則、監査基準、監査方針等を提出するとともに、会計監査人の監査方針、監査計画書を受領して、監査に立会い、監査結果の報告を聴取するなどして、意見を交換しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
工藤 健二	他の会社の出身者										○			
野坂 哲嗣	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

工藤 健二	○	当社は、工藤健二氏が取締役を務める川岸興産株式会社と当社の本社事務所の賃貸契約をしております。	一級建築士としての建築設計業界の知見と共に、長年にわたる企業経営者としての経験に基づき、監査業務に貢献いただけると判断しました。 また、当社の親会社又は兄弟会社、主要な取引先、主要株主等でもないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、社外役員の諮問に基づき独立役員に指定しております。
野坂 哲嗣	—		長年にわたり鋼材供給事業に携わり鉄骨事業等に関する知見に富み、企業経営者としての経験に基づき、監査業務に貢献いただけると判断しました。 経営陣から独立した立場での企業統括の「実効性」の確保と、一般株主の利益と衝突しない「独立性」の確保との関係は、形式的・画一的に論ずることなく、各人毎に判断したいと考えています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
--	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

従来、利益処分賞与で対応していましたが、平成18年度から年俸制に改めました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額 66,519千円 内、社内取締役の役員退職慰労引当金繰入額 8,492千円、社外取締役報酬 1,200千円。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役と社外監査役を補佐する専従の担当者はいませんが、必要に応じ、事務部をはじめ該当部署が随時情報を提供しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、常勤取締役3名および社外取締役3名で構成しており、毎月1回開催を定例とし、法令で定められた事項や、経営上の重要な事項に

ついて十分な議論を行い、迅速な意思決定を行っております。
また、経営・監督機能と業務執行機能の分離・強化を目的として、平成19年1月1日から執行役員制度を導入しております。
取締役会には監査役及び執行役員も出席し、決議・報告事項を周知するとともに、業務執行状況の報告・評価等を行っております。
その中で、社外役員には経営陣の監督という役割と同時に、それぞれの事業・業務に対する専門性を期待しております。

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は監査役3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。
監査役は、監査役会にて作成し、取締役会に報告した監査計画に基づき、取締役会への出席、重要文書の閲覧、取締役等からの報告聴取や財産の状況調査等、監査を実施し、監査役会に報告し、協議しております。
また、定期的に代表取締役と監査役全員との協議も行っております。

当社は、高場法律事務所と顧問契約を締結し、日常発生する法律問題全般に関して、助言と指導を受けております。
また、会計監査については、八重洲監査法人と監査契約を締結し、適時適正な監査を受けております。
業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び提出会社に係る継続監査年数は、次のとおりであります。

八重洲監査法人	武田 勇蔵（3年）
	滝澤 直樹（6年）

また、監査業務にかかる補助者の構成は次のとおりであります。

公認会計士	8名
-------	----

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社形態を採用しており、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能を果たしていると判断しております。
また、当社は社外取締役を選任することにより、業務執行の公正性を監督する機能を更に強化しております。
社外取締役については、鉄骨事業に関する知見と経営者としての経験に基づき、実践的な視点からの意見を期待しております。
以上の取り組みによって、当社のコーポレートガバナンスの実効性を確保できるものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.kawagishi.co.jp/ に決算情報、会社案内を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制の基本的な考え方)

内部統制の充実、業務の適正化・効率化等を通じ、様々な利益をもたらすと同時に、ディスクロージャーの全体の信頼性を確保することになります。

(内部統制システムの概要)

1. 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- 1) 取締役は自己の担当する業務に係る法令を遵守し、業務を運営する責任と権限を有します。
- 2) 事務部長を内部監査員として位置付け、業務運営の状況について監査を行います。
- 3) 事務部にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンスに係る行動規範、規程の制定をはかります。

2. 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

- 1) 取締役会議事録は、法令に従い作成し、適切に保存・管理しています。
- 2) 重要事項に係る稟議書、重要な契約書等、職務の執行に係る重要な文書は、適切に保存・管理しています。

3. 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制並びに取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- 1) 毎年9月、鉄骨需要の見通し、新技術・設備動向、顧客の動向、競合他社の動向等を調査、情報を集約し経営計画の見直しを行い、取締役会で審議します。
- 2) 決定された経営計画に基づき、支店、事業部、工場ごとの年度予算を策定し、業績管理を行います。
- 3) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。また、経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入しています。

4. 「当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

- 1) 子会社、関連会社の管理担当者は、当社のコンプライアンス方針が各社に伝達され、当社の方針に背馳することがないように徹底する責任を負います。
- 2) 当社は、定期的に子会社の取締役等と連絡会議を開催し、子会社の業務執行状況、法令遵守状況等の報告を義務づけています。
- 3) 当社は、子会社も含めた年度予算を策定し、その進捗管理等を実施することを通じて、職務執行の効率化を図ります。
- 4) 子会社における経営上の重要事項の決定に関しては、当社への事前報告・協議を義務づけるほか、必要に応じ、当社の役員又は従業員を派遣し、適切な指導・監督を行います。

5. 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

コンプライアンス担当者は監査役会事務局員を兼ねます。

6. 「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」

コンプライアンス担当者(兼監査役会事務局員)の異動については、監査役会の承認を必要とし、その昇給・賞与の査定に監査役会は意見を述べることができます。

7. 「当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制」

- 1) 取締役は、取締役会の権限に関する法令、定款を遵守するとともに、下記事項については、取締役会に報告する義務を負います。以って、監査役への報告を兼ねます。
 - a. 会社に著しい損害が生ずるおそれのある場合
 - b. コンプライアンス違反が発生した場合
 - c. 内部監査の実施結果
 - d. 品質欠陥の発生状況
 - e. 労働災害の発生状況
- 2) 前項に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができます。また、使用人に対し、監査役の調査権限および報告を求める権限に関する法令の定めを周知徹底します。

8. 「前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」

社内規則に「内部通報制度」を定め、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底しています。

9. 「監査費用等の処理に係る方針」

通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査役等の監査計画に応じて予算化し、企業不祥事発生時等の緊急の監査費用も含めて、請求のあった後、速やかに処理します。

10. 「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

上記(5)から(9)のほか、監査役監査活動が円滑に行われるよう環境整備に協力し、代表取締役との定期協議も実施しています。

11. 「財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制」

財務報告の信頼性を確保するための必要な内部統制体制を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に関する基本的な考え方)

当社は、反社会的勢力と関係を持つことは、社会的責任に反することと認識し、外部専門機関と連携し、取引を含めた一切の関係を遮断し、裏取引や資金提供を行いません。

(反社会的勢力排除に関する整備状況)

- a. 対応を全社で統括する部署および各支店の対応部署を明確化。
- b. 社内規則に、服務規律として、反社会的勢力との関係排除、不当要求の拒絶を規定し、従業員に周知。
- c. 外部専門機関と連携し、その情報を収集し、必要に応じ社内にも周知。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社においては、情報取扱責任者が必ず取締役会に出席し、取締役会に報告される事項及び上程される議案に関して、情報開示を適切とする事項を適時に判断できる体制をとっています。また、必要に応じ、監査役会、会計監査人及び顧問弁護士からも適時、助言・指導を受けております。

情報取扱責任者は、上記会社情報を東京証券取引所の定める適時開示規則等に照らし、開示事項と認められた場合には、社内的に承認・決定等を実施した上で、速やかに開示しております。

[参考資料 ： 模式図]

